

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【公表番号】特表2014-518865(P2014-518865A)

【公表日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-042

【出願番号】特願2014-510408(P2014-510408)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/18	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/18
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	31/04
A 6 1 P	31/10
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/137
A 6 1 K	47/20

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月17日(2015.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

爪の感染症を治療するための組成物であって、

(a) ヨードフォアと、

(b) ジメチルスルホキシド(DMSO)と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

【請求項2】

爪の感染症を治療するための組成物であって、

(a) 元素状ヨウ素と、

(b) ジメチルスルホキシド(DMSO)と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

【請求項3】

該ヨードフォアが、ポビドンヨード(PVP-I)、ヨードチンキ、ルゴール液、ヨウ化カリウムおよびヨウ化ナトリウムからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

該ヨードフォアがPVP-Iである、請求項3に記載の組成物。

【請求項 5】

該組成物が実質的に無水である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

該組成物が無水である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

PVP-I が約 0.01% ~ 約 10% (w/w) で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 8】

PVP-I が、約 0.05% ~ 約 10%、約 0.1% ~ 約 5%、約 0.2% ~ 約 2.5% および約 0.5% ~ 約 1% (w/w) からなる群から選択される範囲で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 9】

PVP-I が、約 0.1%、約 0.2%、約 0.3%、約 0.4%、約 0.5%、約 1.0%、約 1.25%、約 1.5%、約 2.0%、約 2.5% および約 5% (w/w) からなる群から選択される範囲で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 10】

PVP-I が約 1% (w/w) で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 11】

少なくとも 1 種の自然療法物質をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 12】

ザクロ (Punica Granatum) エキス、チャ (Camellia Sinensis) 葉エキス、アスコルビン酸、キンセンカ (Calendula Officinalis) エキス、スペインカンゾウ (Glycrrhiza Glabra) エキス、アラントインおよびキュウリ (Cucumis Sativus) 果実エキスからなる群から選択される少なくとも 1 種の物質をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 13】

トルナフテート、テルビナフィン、ウンデシレン酸、クリオキノール、ミコナゾール、硝酸ミコナゾール、クロリナゾール (clorrinazole)、チオコナゾール、ナイスタチン、テルコナゾイク (terconazole)、硝酸ブトコナゾール、シクロピロクスオラミン、硝酸エコナゾール、トリアセチン、フルシトシン、ハロプロジンおよびケトコナゾールからなる群から選択される少なくとも 1 種の抗真菌剤をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 14】

該少なくとも 1 種の抗真菌剤が、約 1% ~ 約 2.5% (w/w) の量で存在する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 15】

爪の感染症を治療するための組成物であって、

(a) ヨードフォアと、

(b) ジメチルスルホキシド (DMSO) と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、そしてポリグリコールを含まない、組成物。

【請求項 16】

爪の感染症を治療するための医薬組成物であって、

(a) ヨードフォアと、

(b) ジメチルスルホキシド (DMSO) と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

【請求項 17】

該感染症が真菌感染症である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 18】

該感染症が皮膚糸状菌感染症である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 19】

請求項 1 に記載の組成物であって、

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を組成物に接触させる工程と、
(b) 該爪の感染症が治療されるまで、該接触させる工程を必要に応じて繰り返す工程と、
を含む、爪の感染症の治療方法で使用される、前記組成物。

【請求項 2 0】

該接触させる工程を少なくとも 1 日 1 回行う、請求項 1 9 に記載の組成物。

【請求項 2 1】

該接触させる工程を少なくとも 1 日 2 回行う、請求項 2 0 に記載の組成物。

【請求項 2 2】請求項 1 に記載の組成物であって、

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を組成物に接触させる工程と、
(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪の感染症の治療方法で使用される、前記組成物。

【請求項 2 3】

該接触させる工程を少なくとも 1 2 週間繰り返す、請求項 2 2 に記載の組成物。

【請求項 2 4】請求項 1 に記載の組成物であって、

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を組成物に接触させる工程と、
(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪真菌症の治療方法で使用される、前記組成物。

【請求項 2 5】請求項 3 に記載の組成物であって、

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を組成物に接触させる工程と、
(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪真菌症の治療方法で使用される、前記組成物。

【請求項 2 6】請求項 1 に記載の組成物であって、

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を組成物に接触させる工程と、
(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪の感染症の治療方法で使用されるものであり、

該感染症は、紅色白癬菌 (*Trichophyton rubrum*)、毛瘡白癬菌 (*T. mentagrophytes*)、有毛表皮糸状菌 (*Epidermophyton floccosum*)、紫色白癬菌 (*T. violaceum*)、石膏状小胞子菌 (*Microsporum gypseum*)、トリコフィトン・トンスランス (*T. tonsurans*)、トリコフィトン・ソウダネンセ (*T. soudanense*)、トリコフィトン・ベルコースム (*T. verrucosum*) からなる群から選択されるメンバー、およびカンジダ属種 (*Candida spp.*)、ネオスキタリジウム属種 (*Neoscytalidium spp.*)、スコプラリオプシス属種 (*Scopulariopsis spp.*) およびアスペルギルス属種 (*Aspergillus spp.*) のメンバーのうちの少なくとも 1 種によって引き起こされるものである、前記組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 5 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 5 8】

[00242]さらに、本方法が本明細書に記載されている工程の特定の順序に依存しない程度に、工程の特定の順序は、特許請求の範囲を限定するものとして解釈されるべきではない。本発明の方法に関する請求項は、記載されている順序でそれらの工程を行うことに限定されるべきではなく、当業者には、工程は変更可能であるが、なお本発明の趣旨および範囲に含まれることは容易に分かる。

以下に、出願時の特許請求の範囲の記載を示す。

[請求項 1]

爪の感染症を治療するための組成物であって、
(a) ヨードフォアと、
(b) ジメチルスルホキシド (DMSO) と、
を含み、
爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

[請求項 2]

爪の感染症を治療するための組成物であって、
(a) 元素状ヨウ素と、
(b) ジメチルスルホキシド (DMSO) と、
を含み、
爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

[請求項 3]

該ヨードフォアが、ポビドンヨード (PVP-I)、ヨードチンキ、ルゴール液、ヨウ化カリウムおよびヨウ化ナトリウムからなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 4]

該ヨードフォアが PVP - I である、請求項 3 に記載の組成物。

[請求項 5]

該組成物が実質的に無水である、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 6]

該組成物が無水である、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 7]

PVP - I が約 0.01% ~ 約 10% (w/w) で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

[請求項 8]

PVP - I が、約 0.05% ~ 約 10%、約 0.1% ~ 約 5%、約 0.2% ~ 約 2.5% および約 0.5% ~ 約 1% (w/w) からなる群から選択される範囲で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

[請求項 9]

PVP - I が、約 0.1%、約 0.2%、約 0.3%、約 0.4%、約 0.5%、約 1.0%、約 1.25%、約 1.5%、約 2.0%、約 2.5% および約 5% (w/w) からなる群から選択される範囲で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

[請求項 10]

PVP - I が約 1% (w/w) で存在する、請求項 3 に記載の組成物。

[請求項 11]

少なくとも 1 種の自然療法物質をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 12]

ザクロ (Punica Granatum) エキス、チャ (Camellia Sinensis) 葉エキス、アスコルビン酸、キンセンカ (Calendula Officinalis) エキス、スペインカンゾウ (Glycrrhiza Glabra) エキス、アラントインおよびキュウリ (Cucumis Sativus) 果実エキスからなる群から選択される少なくとも 1 種の物質をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 13]

トルナフテート、テルビナフィン、ウンデシレン酸、クリオキノール、ミコナゾール、硝酸ミコナゾール、クロリナゾール (clorrinazole)、チオコナゾール、ナイスタチン、テ

ルコナゾイク (terconazole)、硝酸ブトコナゾール、シクロピロクスオラミン、硝酸エコナゾール、トリアセチン、フルシトシン、ハロプロジンおよびケトコナゾールからなる群から選択される少なくとも 1 種の抗真菌剤をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 1 4]

該少なくとも 1 種の抗真菌剤が、約 1 % ~ 約 2 5 % (w / w) の量で存在する、請求項 1 3 に記載の組成物。

[請求項 1 5]

爪の感染症を治療するための組成物であって、

(a) ヨードフォアと、

(b) ジメチルスルホキシド (D M S O) と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、そしてポリグリコールを含まない、組成物。

[請求項 1 6]

爪の感染症を治療するための医薬組成物であって、

(a) ヨードフォアと、

(b) ジメチルスルホキシド (D M S O) と、

を含み、

爪に浸透して感染症を治療することができる、組成物。

[請求項 1 7]

該感染症が真菌感染症である、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 1 8]

該感染症が皮膚糸状菌感染症である、請求項 1 に記載の組成物。

[請求項 1 9]

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を請求項 1 に記載の組成物に接触させる工程と、

(b) 該爪の感染症が治療されるまで、該接触させる工程を必要に応じて繰り返す工程と、

を含む、爪の感染症の治療方法。

[請求項 2 0]

該接触させる工程を少なくとも 1 日 1 回行う、請求項 1 9 に記載の方法。

[請求項 2 1]

該接触させる工程を少なくとも 1 日 2 回行う、請求項 2 0 に記載の方法。

[請求項 2 2]

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を請求項 1 に記載の組成物に接触させる工程と、

(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪の感染症の治療方法。

[請求項 2 3]

該接触させる工程を少なくとも 1 2 週間繰り返す、請求項 2 2 に記載の方法。

[請求項 2 4]

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を請求項 1 に記載の組成物に接触させる工程と、

(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪真菌症の治療方法。

[請求項 2 5]

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を請求項 3 に記載の組成物に接触させる工程と、

(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪真菌症の治療方法。

[請求項 2 6]

(a) 感染した爪および爪に隣接する非爪組織のうちの少なくとも一方を請求項 1 に記載の組成物に接触させる工程と、

(b) 該接触させる工程を少なくとも 4 週間繰り返す工程と、
を含む、爪の感染症の治療方法であって、

該感染症は、紅色白癬菌 (*Trichophyton rubrum*)、毛瘡白癬菌 (*T. mentagrophytes*)、有毛表皮糸状菌 (*Epidermophyton floccosum*)、紫色白癬菌 (*T. violaceum*)、石膏状小胞子菌 (*Microsporum gypseum*)、トリコフィトン・トンスランス (*T. tonsurans*)、トリコフィトン・ソウダネンセ (*T. soudanense*)、トリコフィトン・ベルコースム (*T. verrucosum*) からなる群から選択されるメンバー、およびカンジダ属種 (*Candida spp.*)、ネオスキタリジウム属種 (*Neoscytalidium spp.*)、スコプラリオプシス属種 (*Scopulariopsis spp.*) およびアスペルギルス属種 (*Aspergillus spp.*) のメンバーのうちの少なくとも 1 種によって引き起こされる、方法。